

奨学金に係る債権の自己査定に関する細則を次のように定める。

平成21年3月16日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 梶山千里

貸与奨学金に係る債権の自己査定に関する細則

(趣旨)

第1条 貸与奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第16号）第35条第2項に規定する自己査定は、決算期において適正な貸倒引当金の計上を行うことを目的とし、この細則の定めるところによる。

(時期)

第2条 自己査定は事業年度の末日を基準日として実施するものとする。

(対象となる債権及び債務者)

第3条 自己査定の対象となる債権は次の各号に掲げる学資金及びこれに係る利息とする。ただし、貸与奨学規程別記2に規定する破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に属する者の学資金に係る利息は自己査定の対象としない。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第13条第1項第1号に基づき貸与した同法第14条第1項に掲げる学資金
- (2) 日本育英会法（昭和59年法律第64号）第21条第1項第1号に基づき貸与した同法第22条第1項に掲げる学資金

2 前項に定める学資金の貸与を受けた者のうち、返還未済額がある者を債務者という。

(手順)

第4条 自己査定は、前条に規定する債権を債務者ごとに貸与奨学規程別記2に基づき分類し、第6条に基づき債権回収の危険性により分類し、第8条に基づき貸倒見積高を算定する。

(二以上の貸与契約がある者の債務者区分先)

第5条 二以上の貸与契約により奨学金の貸与を受けた者にあつては、最も回収の危険性の高い債務者区分に該当する債権の債務者区分をもって、その者の債務者区分先とする。

(分類区分)

第6条 回収の危険性の度合いに応じて、債権を非分類、Ⅱ分類、Ⅲ分類、Ⅳ分類の段階に分類する。

- 2 非分類とは、回収の危険性について問題のない貸与奨学金に係る債権及びこれに係る利息のことをいう。
- 3 II分類とは、債権保全上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収についての通常の度合いを超える危険を含むと認められる貸与奨学金に係る債権及びこれに係る利息のことをいう。
- 4 III分類とは、最終の回収について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な貸与奨学金に係る債権のことをいう。
- 5 IV分類とは、回収不可能と判断される貸与奨学金に係る債権のことをいう。

(債務者区分と分類区分の関係)

第7条 債務者区分と分類区分との関係は次表のとおりとする。

保証の種類 債務者区分	人的保証債権 (備考 1)	機関保証債権 (備考 2)
正常先	非分類	非分類
要注意先	II分類	II分類
破綻懸念先	III分類	II分類 (備考4)
実質破綻先	IV分類 (備考3)	(備考4)
破綻先	IV分類 (備考3)	(備考4)

備考

- 1 人的保証債権とは、貸与奨学規程第5条第1項第1号の保証を受けた債権のことをいう。
- 2 機関保証債権とは、貸与奨学規程第5条第1項第2号の保証を受けた債権のことをいう。
- 3 人的保証債権のうち実質破綻先及び破綻先に該当する債権は、IV分類とする。ただし、回収が可能と見込まれた部分については、II分類とする。
- 4 機関保証債権においては、延滞期間が1年以上となったとき、及び延滞期間が1年未満であっても回収が困難となったときに、保証機関に対し保証の履行を求めることができるため、原則として、実質破綻先及び破綻先に該当する債権はない。ただし、保証機関の財務状況に問題が生じていると判断される場合は、人的保証債権と同様の分類に区分するものとする。

(貸倒見積高の算定方法)

第8条 貸倒見積高は、債務者区分ごとに次表のとおり算定する。

債務者区分	算定方法
正常先	返還未済額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。
要注意先	返還未済額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。

破綻懸念先	返還未済額のⅢ分類に該当する債権について、予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。
実質破綻先 及び破綻先	返還未済額のⅣ分類に該当する部分について全額を貸倒引当金として計上する。

2 前項の算定方法にかかわらず、機関保証債権については、代位弁済履行及び保証機関の財務状況に問題が生じていない場合は、貸倒引当金を計上しないものとする。

3 第1項の算定方法にかかわらず、人的保証債権のうち実質破綻先及び破綻先に該当する債権で、Ⅱ分類に該当する部分については、貸倒引当金を計上しないものとする。

(監査部署)

第9条 自己査定に係る規定等の適切性及び自己査定結果の正確性の監査は、監査室がこれを行うこととする。

附 則

この細則は、平成21年3月16日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第10号)

この細則は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成31年細則第3号)

この細則は、平成31年3月28日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第17号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。